

奈良県告示第四百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
上北山村小 橡（〇〇三） （土石流警戒区域）	次の平面図 のとおり	上北山村小 橡（〇〇三） （土石流特別警戒区域）	次の平面図 のとおり	
上北山村小 橡（〇〇四） （土石流警戒区域）	次の平面図 のとおり	上北山村小 橡（〇〇四） （土石流特別警戒区域）	次の平面図の とおりの 事項	
				奈良県吉野 土木事務所 及び上北山 村役場総務 企画課
				奈良県吉野 土木事務所 及び上北山 村役場総務 企画課

戒区域		別警戒区域		村役場総務 企画課
-----	--	-------	--	--------------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。